

令和元年度 事業計画

はじめに

少子化の進展とともに高齢化が進行するなど生産年齢人口の減少が進み、地域社会や産業の担い手不足、ひいては地域活力の低下が懸念される状況となるなど、シルバーを取巻く社会環境は大きく変化しています。

このようななか、国は65歳までの雇用延長、高齢者の雇用促進や多様な就業機会の確保などの対策を進めており、シルバー人材センターには高齢者である会員に働く機会を提供することを通じて生きがいの充実や経済的な安定を図るとともに、高齢社会を支える中核的な組織として地域社会の発展や現役世代を下支えする役割が期待されています。

しかしながら、全国的な傾向ではあるものの会員数の減少や高齢化が進み、また適正就業の推進が一層求められるなど、事業運営には厳しい状況も出てきています。

会員の入会促進については、平成30年1月から様々な取組みを行い、平成30年度は86人(5.5%)増となりましたが、今後も全国シルバー人材センター事業協会の会員100万人達成計画の目標を踏まえ、会員増について引続き推進してまいります。

事業実績については平成30年度は平成25年度以来の8億円台を回復することができました。平成31年度についても適正就業の観点から必要な場合には請負業務の派遣業務への切替を行うほか、安全就業の徹底にも取組みながら受注拡大に努めていきます。

以上の観点から、平成30年度末に改訂した当センターの中期5カ年計画を踏まえ平成31年度については次に掲げる基本方針を重点項目として諸事業を積極的に展開します。

I 基本方針

- ◎ 会員加入の促進
- ◎ 適正就業の推進と就業の拡大
- ◎ 安全就業の徹底
- ◎ 組織の活性化と適正な運営

II 実施計画

1 会員加入の促進

(1) 取組みの方向性

シルバー事業について、市村の広報やメディア等を通じて、また各地で開催されるイベントや、「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して会員募集を行うほか、センターでの様々な講習会を継続して開催し、会員加入を促進します。

また、昨年10月から見直しを行った、「会員ひとり一会員募集活動」を一層進めます。

入会を促進するとともに、退会者を抑制するため、入会者への就業促進の取組みや退会希望者への面談も行います。

(2) 具体的取組み

① 会員加入の促進

ア 月2回の入会説明会、地域での出前入会説明会の継続実施

イ 会員ひとり一会員募集活動の一層の推進（報奨制度の周知・推進）

ウ 「高齢者活用人材確保育成事業」を活用し事業の周知や講習会、技能講習等による会員募集の実施

エ ハローワークと連携した、月1回開催の求職者対象セミナーへの参加

オ イベントで、シルバー事業のPR、会員募集を実施

カ 新聞及び松本市、山形村広報への会員募集広告の掲載

② 女性会員の加入の促進

ア 女性向け入会説明会の継続実施

イ 一般の方を対象に就業しても役立つ講座等を企画・開催し、センター事業をPR

ウ 女性会員が就業しやすい環境づくりの実施

2 適正就業の推進と就業の拡大

(1) 取組みの方向性

① 適正就業の推進

請負での就業が適切でないと判断される場合は、派遣就業への切替を進めます。また、請負就業にはない派遣就業の特徴を活かし、新たな就業の拡大を進めます。

なお、派遣就業に限り一定の手続きを行うことにより就業時間の拡大が可能になったため、手続きを進め週30時間への拡大を図ります。

② 就業の拡大

国の補助事業を活用し、新規事業や独自事業に繋がる取組みを進めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業の受注拡大や、松本市からの指定管理事業への応募など新規の就業場所の開拓を進めます。

また、事業所等に対しては、役員企業の訪問やマスコミでの広報を行うとともに、派遣就業については請負就業に無い利点もあるため、周知を進め就業機会の拡大を進めます。

「会員ひとり一仕事開拓運動」については、会員が自ら組織を育てるという観点から重要な事業であるため引き続き推進します。

(2) 具体的取組み

① 適正就業の推進

ア 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」の会員、就業先への理解・周知の推進

イ 就業状況を踏まえ必要な場合は就業先と派遣就業への切替を調整

ウ 「臨時的・短期的または軽易」にそぐわない就業については、就業先と調整を行い是正

エ 派遣就業について、条件を整えば就業時間を週 30 時間まで拡大

② 就業の拡大

ア 国の動向を踏まえ、新規事業や独自事業に繋がる取組みを実施

イ 独自事業の充実強化や新たな独自事業への支援

ウ 地域就業機会創出・拡大事業で開始した事業の継続的運営

エ 介護予防・日常生活支援総合事業について、就業者確保のため講習会等の実施、各地域包括支援センターへの周知及び情報交換の実施

オ 高齢者活躍人材確保育成事業などを活用した技能研修の実施

カ 役員等による事業所訪問、就業開拓

キ 「会員ひとり一仕事開拓運動」の推進

3 安全就業の徹底

(1) 取組みの方向性

職群別の安全講習会を開催し、KYT（危険予知訓練）の考え方を取り入れたより実践的な研修を行うとともに、職群班内での安全ミーティングの徹底を進めます。

センター独自の安全パトロールを継続実施するとともに、事故が発生した場合には発生原因を研究し、再発を防ぐための情報の共有化を進めます。

また、県連合主催の会議や研修会等に参加するとともに、必要な際には先進地の視察等を行い、安全対策の向上を図ります。

なお、運転業務については、「高齢者運転等に係るガイドライン」に従い、当センターとしての基準を策定し、会員に安全管理を徹底するとともに、安全確保のための対策を進めるとともに、安全就業を確保するため、健康講座の実施などに努めます。

(2) 具体的取組み

- ア 事故発生を事前に予測する KYT への理解を深める講習の実施
- イ 作業前の安全ミーティングの完全実施
- ウ 安全帽、防護ネット等の安全装備使用の徹底
- エ 安全パトロールの実施と、事故発生原因の究明及び情報共有
- オ 安全担当委員会による危険情報の発信
- カ 「高齢者運転等に係るガイドライン」に基づく運転業務の安全対策の実施

4 組織の活性化と適正な運営

(1) 取組みの方向性

事業運営における様々な課題に対応し、会員の自主的、主体的な運営実現に向けて活動できる体制づくりを目指すとともに、会員の就業技術向上のため各種講習会を開催するなど、信頼性の向上に努めます。

公益法人として適正な会計運営を行い、収支相償を遵守し、財政基盤の確保に努めます。

(2) 具体的な取組み

- ア 理事会の専門部会・委員会の運営見直しを行い、課題に取り組めます。
- イ 地区班長の研修等を通じて地区班活動を支援します。
- ウ 地域での就業を促進するため、地域作業班の活動を支援します。
- エ 各種講習会、研修会を開催し、会員の技術の向上を進めます。
- オ 国の動向を踏まえ、補助金の活用を図ります。
- カ 収支相償を踏まえ、適正な財政運営に努めます。
- キ 個人情報保護について規定を遵守し、会員にも情報保護について啓発を進めます。